

環境表示ガイドライン

【~~平成25~~令和8年〇月版】

環 境 省

本ガイドラインは、主に自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品・サービスに関して認証や表示制度の運営、助言を行う第三者機関等にも参考になるよう、以下の環境表示のあり方等について整理したものです。

・説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張。「環境ラベル」及び「宣言」が含まれます。

・製品又はサービスの取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も適用範囲に含まれます。

目 次

第1章 本ガイドラインの目的	1
1-1 策定の経緯	2
1-2 策定の目的	3
第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲.....	5
2-1 対象	5
2-2 適用範囲	8
第3章 環境表示に係る要求事項	10
3-1 環境表示に係る国際規格	11
3-2 自己宣言による環境表示の要求事項	12
(1) タイプII ISO/JIS Q 14021 規格の構成.....	13
(2) タイプII 規格の要求事項本ガイドラインで定める5つの基本項目	14
(3) ISO/JIS Q 14021 規格の特定の要求事項.....	16
(4) タイプII規格の特定のシンボルの使用に関する 要求事項.....	32
(5) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項.....	37
(6) 第三者機関民間団体、非営利組織等 が運営する、認証制度によらないシンボル マーク等を事業者等が自己宣言により使用する場合の要求事項.....	38
3-3 国際規格 (タイプII ISO/JIS Q 14021 規格) の要求事項に係るチェックリ スト	39
(1) タイプII ISO/JIS Q 14021 規格の一般事項に係るチェックリスト	39
(2) タイプII ISO/JIS Q 14021 規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその 他の情報又は主張に係るチェックリスト	41
(3) タイプII ISO/JIS Q 14021 規格の評価及び検証に係るチェックリスト.....	41
参考情報	別冊に掲載

第1章 本ガイドラインの目的

地球温暖化の進行や廃棄物問題、生物多様性の危機、資源の枯渇など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしていることから、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷が少なく、経済社会システムに環境配慮が織り込まれたものに変革していくことが不可欠であり、あらゆる主体・あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていくことが必要です。

こうした中、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷を低減していくことが急務となっており、環境配慮型の製品やサービス（以下「環境配慮型製品等」という。）への需要の転換を促進していかなければなりません。この環境配慮型製品等への需要の転換を進めるために有効な取組がグリーン購入です。グリーン購入は、これらの環境配慮型製品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境配慮型製品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものです。グリーン購入を推進するためには、信頼性の確保検証可能で、正確で、誤解を招かないことを前提に、事業者等から消費者に対する積極的な環境情報の提供が必要となります。事業者等による適切な環境表示によって市場の公正な競争が確保されることで、消費者が環境表示を信頼することができ、合理的かつ自主的な選択が促進され、より多くの環境配慮型製品等が供給され健全な市場の成長につながる好循環が期待されます。

また、近年 SSBJ 基準¹等のサステナビリティ開示基準の公表等により、特に、プライム市場上場企業を中心に、企業は金融機関や投資家からサステナビリティ関連の情報開示が求められるようになってきました。こうした状況の中、適切な環境表示を行うことも企業の信頼性を示す取組であると考えられます。

本ガイドラインは、市場において環境配慮型製品等の供給や環境配慮への取組を進める事業者等が評価・選択されることを促し、グリーン購入をはじめとした経済社会の変革を図るために不可欠である、主に事業者等から消費者に向けて発信される様々な環境情報について検討し、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめたものです。

また、本ガイドラインでは、グローバルに事業を展開する企業等の海外におけるマーケティングや、国内市場を主とする中小企業にとってもサプライチェーン上の取引先等からの要請等が求められる場合も念頭に、様々な国や地域の環境表示に関するガイドラインや自主基準等の一部を参考情報として紹介しています。

¹ 2022年7月に設立されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月に「サステナビリティ開示ユニバーサル基準『サステナビリティ開示基準の適用』、「サステナビリティ開示テーマ別基準第1号『一般開示基準』、「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号『気候関連開示基準』」の三つの基準を公表した。

1-1 策定の経緯

平成12年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の第12条において「物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする」ことが、同法13条において「他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする」ことが、それぞれ規定されています。また、同法14条では「国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする」と、国による環境情報の整理等について規定されています。

さらに、同法の附則第2項では「提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討」することとされています。また、循環型社会形成推進基本法に基づいて策定された第一次循環型社会形成推進基本計画においては、「グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること」と規定しています。

他方、「消費者基本法」に基づき策定された「消費者基本計画」（平成17年4月策定。平成24年7月改定）では、「環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関して、その方法や内容等の望ましいあり方について継続的に検討する」とされており、消費者が環境配慮型製品等の選択を容易にすることができる環境情報の提供方法及びその内容に関する検討が求められています。

こうした状況を受け、環境省では、事業者、消費者の双方にとって望ましい環境表示のあり方について、有識者・業界関係者、関係省庁で構成する「環境表示ガイドライン作成検討委員会」を設置し、国際的な動向、環境表示に関する様々な課題等を整理するとともに、検討を行い、平成20年1月に「環境表示ガイドライン」を策定しました。さらに、平成21年11月には事例等の拡充を図り、改訂平成25年3月にも改定を行いました。

昨今、欧州等ではグリーン・ウォッシュに対する目が厳しくなっており、各国でグリーン・ウォッシュを防ぐためのガイドラインを整備・強化する動きが見られます。2017年に国連環境計画（UNEP）が「製品の持続可能性情報提供に関するガイドライン（The Guidelines for Providing Product Sustainability Information）」を公表し、2021年には英国もグリーン・クレーム・コードを公表しました。さらに、2022年には米国が「グリーン・

ガイド（Green Guides）」の改定に向けたパブリックコメントを実施しています。環境宣言及びラベルに関する国際規格である ISO14020 シリーズについても、2022 年に ISO14020（製品環境に関する声明とプログラムー原則と一般要求事項）の改訂版が発行され、2025 年 11 月現在は ISO14021（環境ラベル及び宣言ー自己宣言による環境主張（タイプ II 環境ラベル表示））及び ISO14024（環境ラベルおよび宣言・タイプ I 環境ラベル表示・原則および手続き）、ISO14025（環境ラベル及び宣言ータイプ III 環境宣言ー原則及び手順）の改訂作業が進められています²。

こうした状況を受け、令和 8 年〇月にグリーン・ウォッシュ対策の国際的動向等を踏まえた改定を行いました。

なお、本ガイドラインは、環境省ウェブサイトへの掲載、業界団体、消費者団体等を通じた普及、利用促進等を図るとともに、様々な利害関係者（ステークホルダー）からの意見等を集約することにより、継続的な改善を図っていくものとします。

1-2 策定の目的

本ガイドラインは、環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品等・サービス³（以下「製品等」という。）に関して認証や表示制度の運営、助言を行う第三者機関等にも参考となるよう、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等について整理し、とりまとめたものです。具体的には、

- ① 環境表示が消費者にとって理解されやすく共感できる有益な情報として機能すること
- ② 各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者（ステークホルダー）との環境情報に関する相互理解を深めていくこと

を目的としています。

平成 24 令和 6 年 45 月に閣議決定された第 四六次環境基本計画においては、~~経済・社会のグリーン化を推進するための国の重点的取組事項~~重点戦略ごとの環境政策の展開として、~~国際市場を視野に入れた取組~~「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築が掲げられており、その中で、「我が国の強みである環境対策技術・製品の国内外への普及を進めることは、世界全体での環境保全と、我が国の成長・雇用創出の両面に寄与する海外において脱炭素等の環境関連市場の拡大が見込まれる中、高い環境価値と国際競争力を持つグリーンな製品・サービス等の供給を促進するとともに、循環性強

² ISO14020:2022 では、ISO14021 は「自己宣言による環境主張」、ISO14024 は「エコラベル」、ISO14025 は「環境製品宣言」に名称が変更されています。

³ 本ガイドラインでは「製品」と「商品」の表記がありますが、基本的に、「製品」は ISO/JIS Q 14020 シリーズの表現を使用しており、「商品」は景品表示法に関する説明において使用しています。

化やエネルギーの効率的利用等を通じ、バリューチェーン全体での環境負荷を大幅に削減することで更なる競争優位性を生み出し、我が国経済の牽引力とする」ものとされています。本ガイドラインは、各事業者及び団体等の自主性を尊重することを原則としていますが、環境対策技術・製品等^等の国内外への普及を進めるためには、環境表示に関しても、必然的に国際規格に準拠することが求められることになります。

~~さらに、環境基本計画において国が実施する具体的な環境表示に関する取組として、「環境ラベリングについて、相互認証の拡大、基準の調和など、各国の環境ラベリングが共に活用される枠組みの作成を進めること」とされており、環境表示においても、国内のみならず、世界全体のグリーン化に貢献することが求められるとともに、さらなる強化・充実を図ることが必要となっています。本ガイドラインに示された適切な環境表示を推進することが、国際的な取組の進展にも寄与できるものと考えられます。~~

前述のとおり、欧州等ではグリーン・ウォッシュに対する目が厳しくなっており、欧米では巨額の制裁金や、消費者団体等による集団訴訟に発展するケースが増えており、日本国内でも 2022 年に景品表示法に基づく措置命令が行われています。このような中、日本の優れた環境技術や環境配慮製品の国際競争力を維持するとともに、我が国の企業が萎縮することなく、環境に配慮した製品・サービスや取組を国内外に訴求し、グリーンな経済システムの構築に資するよう本ガイドラインに示された適切な環境表示を推進することが必要となっています。

本ガイドラインは、主に事業者及び事業者団体が消費者に向けて環境情報を提供する場
合の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格（ISO/JIS Q 14020 シリーズ）へ
の準拠を基本的な考え方として示しています。しかしながら、現段階においては、こうした
国際規格に準拠した適切な環境表示となっていない場合も多く見られます。このため、必ず
しも十分とはいえない環境表示を行っている事業者等にあつては、本ガイドラインを参考
として、正確かつ信頼性を担保した適切な環境表示を目指し、着実な質の向上を図る取組が
求められます。

本ガイドラインの活用及び普及により、環境表示を通じた事業者と消費者のコミュニケ
ーションが進み、環境配慮型製品等への需要転換が促進され、循環型持続可能な社会の形成
につながることを期待されます。

第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲

2-1 対象

本ガイドラインは、主に自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）を対象としており、詳細は次のとおりです。

本ガイドラインの対象となる「事業者等」とは、製造事業者、輸入事業者、販売事業者及びその事業者団体となります。

「事業者団体」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第2条第2項に規定される「事業者団体」であって、構成事業者等の関係者に対して統一の環境表示を設定している又は認証を実施している団体を指すこととします。事業者団体は、表示により直接利益を受ける事業者が参加する組織であり、独立した第三者⁴とはいえないことから、事業者等に含めるものとします。

「事業者団体」

「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む（法第二条第二項）。

- ①二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団
- ②二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団
- ③二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

具体的には、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会、〇〇組合といった団体や〇〇連合会といったこれら団体の連合体が事業者団体に当たる。

ここで「事業者としての共通の利益」とは、構成事業者の経済活動上の利益に直接又は間接に寄与するものをいい、事業者個々の具体的利益であるか、業界一般の利益であるかは問わない。この点から、二以上の事業者の結合体であっても、事業者としての共通の利益の増進を目的に含まない学術団体、社会事業団体、宗教団体等は事業者団体に当たらない。

（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」平成7年10月。[平成22年1月令和8年1月改正](#)）

他方、行政機関や公益法人、NPO等の第三者機関等が運営する環境表示には、エコマー

⁴ ISOでは、「第三者（third party）」を「審議されている問題点に関連する当事者から独立していると認められる個人又は団体」（ISO [4ECガイド214024](#)：[49962018](#)）と定義しています。

クに代表されるタイプ I 環境ラベル、公的機関により運営される省エネラベリングや国際エネルギースタープログラムといった制度があります。また、森林認証制度の一つである FSC や、水産物についての MSC 認証制度といった非営利団体により運営されるものもあります。これらの機関等が製品等の環境側面に関する認証を行う場合には、所定の申請・審査・認証等の手続を経た事業者等に対して環境ラベル等の使用が許可されます。認証を行う環境ラベル等の制度は、それぞれ環境影響に基づく表示基準を有しており、事業者等が製品・サービスにこれらの環境ラベル等の表示を行う場合は、当該基準を満たすことが要件となるため、その認証システム等を運営する第三者機関等は、当該認証システム等の規定等及び本ガイドラインを参考として事業者等が行う環境表示について、適切な指導を実施することが望まれます。また、認証を行うこれらの機関等には、ISO/JIS Q 14020（一般原則）、ISO/JIS Q 14024（エコラベル）、ISO/JIS Q 14021（自己宣言による環境主張）及び ISO/JIS Q 14025（環境製品宣言）の該当する規格を参考とした環境ラベル等の制度運用が望まれます。

認証制度ではなく、第三者機関民間団体、非営利組織等が設定する基準や使用条件等を満たしている場合に事業者が自主的に使用できるシンボルマーク⁵を、事業者等が自らの判断で環境ラベル等を使用表示する場合は、本ガイドラインの対象となります（再生紙使用（R）マーク等）。

●●● 参考 ●●●

第三者機関による環境ラベルの例

▶ 「エコマーク」

我が国では、公益財団法人日本環境協会が1989年より開始した「エコマーク制度」が国内最初の環境ラベルであり、ISO が定めるタイプ I 14024規格に準拠した環境ラベルとして国内唯一の制度となります。エコマーク制度は、製品等のライフサイクル（原料採取、製造、流通、使用、リサイクル・廃棄）全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つことが同協会によって認定された製品等等にのみエコマークを表示できる制度であり、商品の類型（ジャンル）毎に認定基準が策定されています。

（公益財団法人日本環境協会「エコマーク事務局」<https://www.ecomark.jp/>）



~~図2-2~~
エコマーク

▶ 「~~エコリーフ環境ラベル SuMPO EPD~~」

~~エコリーフ環境ラベルは、2002年に社団法人産業環境管理協会が運~~



~~図2-3~~
~~エコリーフ~~

⁵ 例えば、「再生紙使用（R）マーク」があります。

3R 活動推進フォーラム「再生紙使用（R）マーク」~~<http://3r-forum.jp/paper.html>~~
~~https://3r-forum.jp/activity/r_mark/~~

~~用を開始した環境ラベルであり、ISO で定められるタイプIII規格に準拠した環境宣言です。エコリーフ環境ラベルは、製品やサービスの資源採取から製造、流通、使用、廃棄・リサイクルまでのすべてライフサイクルにわたる環境負荷をLCAの手法によって定量的に算出し、情報を開示する制度です。なお、開示されるデータの評価は、読み手又は購買者に委ねられています。EPD (Environmental Product Declaration : 環境製品宣言) は、製品・サービスの環境情報をLCA (ライフサイクルアセスメント) 手法を用いて定量化し、カーボンフットプリント⁶を含む、多領域での環境影響を評価します。EPDはISO14025に基づき、LCA情報に対して第三者検証を実施し、検証に合格した製品環境情報はウェブサイト上に公開されます。EPDは、透明性・公平性の高い環境情報として調達時の判断材料や、メーカーによる環境負荷のより少ない製品の開発・製造等に活用されます。EPDは世界各国に存在し、日本では2002年にEPDプログラム(旧エコリーフ)が発足し、現在は一般社団法人サステナブル経営推進機構(SuMPO)により運営されています。~~

~~(社団法人産業環境管理協会「エコリーフ環境ラベル」<http://www.ecoleaf-jamai.jp/>)~~

~~(一般社団法人サステナブル経営推進機構(SuMPO)「SuMPO EPD」<https://ecoleaf-label.jp/>)~~



SuMPO EPD

⁶ 19 ページの参考①カーボン・フットプリント (CFP) に関する主張を参照。

2-2 適用範囲

製品・サービスがどのような点で環境に配慮されているのかを適切な情報提供によって消費者に伝える必要がありますが、とりわけ、製品・サービスへの「表示」によって環境配慮に係る情報を伝達することが有効な手段といえます。

一般に「表示」とは、事業者等が製品・サービスを購入してもらうために、その内容や取引条件等について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。公正な競争及び一般消費者の利益の確保を目的として定められた「不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）~~を所管していた公正取引委員会~~⁷では、次のとおり定義しています。

公正取引委員会が景品表示法第2条第24項で規定する表示

景品表示法第2条第24項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- 三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」昭和37年公正取引委員会告示第3号

ただし、景品表示法では、「自己の供給する商品又は役務の取引」が対象であり、例えば、~~①自己が供給を受ける商品又は役務（買入れや人材募集など）、②商品又は役務に関係のない広告（株主に発するもの、商品又は役務とは関係がない企業としての広告）~~は対象とはなっていません。

また、「環境表示」とは、製品・サービスのライフサイクル（原料採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄）の各段階において、環境に配慮した点や環境負荷低減効果等の特徴を説明したものをいい、説明文やシンボルマーク、図表などを用いて行われています。環

⁷ ~~平成21年9月より景品表示法は消費者庁へ移管されました。~~

環境表示には「環境ラベル」及び「宣言」が含まれ、説明文、シンボル及び図表を通じた製品又はサービスの環境主張はすべて該当します。こうした環境表示は、製品や包装、カタログや店頭広告・店頭表示、ウェブサイト、テレビや新聞等の広告媒体などに見ることができます。なお、我が国では、環境側面に関する表示を総称して「環境表示」と表現することから、後述する国際規格である ISO/JIS において示される「環境主張」は環境表示に含まれます。

本ガイドラインでは、上記の環境表示を主たる適用範囲として想定しています。事業者等が、環境配慮型製品等のライフサイクルの各段階における法令や自主規制等への適合、環境特性や属性の改善程度、環境負荷低減に関する~~する~~定量的効果等を表示する場合は、すべて本ガイドラインの適用範囲となります。

さらに、事業者等の環境配慮への姿勢やイメージを示す表示は消費者の選択に影響を与えるが消費者に対する大きなインパクトになりうると考えられることから、本ガイドラインにおける環境表示には、前述の「表示」に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない表示も含めることとします。すなわち、事業活動及び製品やサービスのプロモーション又はマーケティング活動等を通じて消費者に情報発信する環境表示も、すべて本ガイドラインの適用範囲に含まれます。

「表示」とは

景品表示法が規定する「事業者が商品又は役務製品やサービスを購入してもらうために、その内容や取引条件等について、消費者に知らせる広告や表示全般」

「環境表示」とは

説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張「環境ラベル」及び「宣言」が含まれる

「環境表示ガイドライン」の適用範囲は

景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も適用範囲に含む

なお、グリーン購入法に係る判断の基準への適合の確認のための原則、手順等については、特定調達物品等の表示の信頼性確保に関して、製造事業者等に求められる取組、関係者の対応をとりまとめた「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン⁸」（参考情報⁶参照）が策定されているので、これを参考に適合性評価及び表示を行う必要があります。

⁸ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/index.html> <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/trust.html>

第3章 環境表示に係る要求事項

環境表示は、製品やサービスが環境に配慮していることを示す環境ラベル等を用いた情報提供であり、いかなる情報も事業者等から提供されない限り、消費者は知ることができません。このため、事業者等は、製品やサービスの環境性能について確かな信頼性を確保した上で積極的に提供することが求められます⁹。

本ガイドラインは、事業者等の自主性を尊重しつつ、環境表示を行うに当たって準拠すべき内容を提示することで、事業者及び消費者双方にとって有益な情報提供体制が構築されることを目指しています。

~~適切な環境表示の条件として、次に示す項目を満たすことが必要です。~~

- ~~➤ 根拠に基づく正確な情報であること~~
- ~~➤ 消費者に誤解を与えないものであること~~
- ~~➤ 環境表示の内容について検証できること~~
- ~~➤ あいまい又は抽象的でないこと~~

~~また、適切な環境表示によってもたらされる効果として、次のことがあげられます。~~

- 虚偽や誇張といった不当な環境表示が防止できること
- 環境表示の信頼性や透明性の確保ができること
- 環境表示が消費者に積極的に活用されること
- 環境配慮型製品の開発を促進すること
- 積極的なグリーン購入を促進すること

●●● 参考 ●●●

公正取引委員会及び~~公益社団法人（公社）~~日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・~~相談員~~協会（NACS）が提示する望ましい環境表示のあり方【詳細については参考情報3参照】

①公正取引委員会

公正取引委員会は、平成13年に「環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態調査報告書」を公表し、その中で環境保全に配慮していることを示す広告表示について5つの留意事項を提示しています。

②~~公益社団法人（公社）~~日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・~~相談員~~協会（NACS）

NACSは「~~グリーン・コンシューマー~~消費者が望む環境ラベル情報⁹原則」をまとめています（平成18年策定、令和8年1月改訂）。

公益社団法人~~団法人~~日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・~~相談員~~協会（NACS）~~環境委員会編集・執筆「グリーン・コンシューマー・シリーズ3 環境ラベルと環境報告書のワークショップをはじめよう 環境に配慮している商品や企業を選ぶために」~~ウェブサイト <https://nacs.or.jp/>

⁹ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」の第12条において、事業者が製品やサービスに係る環境への負荷の低減に関する情報の提供に努めることが規定されています。

3-1 環境表示に係る国際規格

国際標準化機構（ISO）¹⁰は、市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することを目的に、環境表示に関する国際規格として「環境ラベル及び宣言製品環境に関する声明とプログラム（Environmental labels statements and declarations programmes for products）」シリーズを発行しています。「環境ラベル及び宣言製品環境に関する声明とプログラム」には複数のタイプがあり、それぞれの定義や要求事項が定められています。また、これらには共通する一般原則も定められています。なお、これらの規格はすべて JIS 規格として制定されています。

表3-1 国際標準化機構（ISO）によって規格化されている「環境ラベル及び宣言製品環境に関する声明とプログラム」

ISO における該当規格 (採択年) 及び名称	特徴	内容
ISO14020 : 1998 2022 <u>環境ラベル及び宣言</u> <u>一般原則製品環境に関する声明とプログラム</u> <u>一般原則と一般要求事項</u>	指導原則	<ul style="list-style-type: none"> ISO14020 番台の他の規格 (<u>タイプ I 14024</u>、<u>II 14021</u>、<u>III 14025</u>) とともに使用することを要求 認証・登録のためには使用できない 備考：ISO14020:1998 を JIS Q 14020 として 1999 年に制定。 <u>ISO14020:1998 は 2000 年に軽微な改訂 2026 年 3 月時点で、ISO14020:2022 は JIS 化されていない。</u>
<u>タイプ I</u> ISO14024 : 1999 環境ラベル及び宣言 — タイプ I 環境ラベル表示 — 原則及び手続き	第三者認証による環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 第三者実施機関によって運営 製品分類と判定基準を実施機関が決める 事業者の申請に応じて審査して、マークの使用を認可 備考：日本では JIS Q 14024 として 2000 年に制定。 <u>ISO14020:2022 で「エコラベル」に名称変更。</u>
<u>タイプ II</u> ISO14021 : 1999 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張 — (タイプ II 環境ラベル表示)	事業者等の自己宣言による環境主張	<ul style="list-style-type: none"> 自社基準への適合性を評価し、製品の環境改善を市場に対して主張する 製品やサービスの宣伝広告にも適用される 第三者による判断は入らない 製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者、その他環境主張から利益を得るすべての人が行える 備考：日本では JIS Q 14021 として 2000 年に制定。 ISO14021 は、2011 年 12 月に追補採択 (ISO 14021:1999/Amd.1:2011) <u>ISO14020:2022 で「自己宣言による環境主張」に名称変更。</u>
<u>タイプ III</u> ISO14025:2006 環境ラベル及び宣言 — タイプ III 環境宣言 — 原則及び手順	製品のライフサイクルにおける環境	<ul style="list-style-type: none"> 合格・不合格の判断はしない 定量的データのみ表示 判断は購買者に任される 備考：日本では JIS Q 14025 として 2008 年に制定。

¹⁰ 国際標準化機構（ISO）とは、製品やサービスの国際交流を容易にし、知的、科学的、技術的及び経済的活動分野における国際間の協力を助長するために世界的な標準化及びその関連活動の発展促進を目指す民間の非営利団体です。
<http://www.iso.org/iso/en/ISOOnline.frontpage> <https://www.iso.org/home.html>

	負荷の定量的データの表示	<u>ISO14020:2022 で「環境製品宣言」に名称変更。</u>
--	--------------	--------------------------------------

ISO/JIS Q 14021（「~~タイプII規格~~自己宣言による環境主張」）は、事業者等が製品・サービスの環境側面に関する情報を、自らの責任において宣言する場合の国際規格であり、現在、市場には~~タイプII規格~~ISO/JIS Q 14021に準拠した該当する環境表示が数多く存在しています。

~~タイプII環境ラベル表示~~自己宣言による環境主張は、第三者による認証を受ける必要がありません。主張内容はすべて事業者等の判断に委ねられているため、環境情報の信頼性及び透明性の確保等が重要となります。しかし、現実には市場に出回る製品・サービスの中には、~~タイプII規格「ISO/JIS Q 14021 規格に準拠」と謳っているにもかかわらず、~~の要求事項に準拠適合しない環境表示も数多く見受けられます。これは規格自体の存在が知られていない、あるいは、規格に準拠することが望ましいものの、必ずしも従う義務必要はないものと認識されている場合もあり、このことも積極的に取り組まれない一因となっているものと考えられます。

環境表示は、環境配慮型製品等の購入を希望する消費者に対し、直接的な判断材料を示すものであるため、その意義と責任は大きく、少なくとも共通のルールを共有していることが重要です。また、今後、我が国の環境対策技術・製品等を国内外へ広く普及し、世界全体の環境負荷低減に寄与するためには、環境表示に関しても、必然的に国際規格に準拠することが重要となります。したがって、自己宣言による環境表示を行うすべての事業者等は、国際規格である ISO/JIS Q 14020（一般原則）及び ISO/JIS Q 14021（自己宣言による環境主張）に準拠した表示を行うことが望まれます。

なお、我が国における環境ラベル及び宣言のうち、~~タイプI環境エコラベル表示~~（ISO/JIS Q14025~~4~~）及び環境製品宣言（ISO/JIS Q 14025）については、第三者機関がそれぞれの国際規格に基づく認証プログラムにより運営していることから、本ガイドラインにおいては、主に自己宣言による環境表示主張（ISO/JIS Q 14021）について、その要求事項の説明を行うこととします。

3-2 自己宣言による環境表示の要求事項

本ガイドラインでは、原則として自己宣言による環境表示は、国際規格である~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021規格に準拠することを求めています。

現段階において~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021規格に準拠していない環境表示を行っている事業者等は、可能な限り早期に、本ガイドラインを参考として、~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021規格の要求事項を満たした環境表示となるよう、着実な取組を進めることが求められます。

以下では、JIS Q 14021 の内容を引用しながら、環境表示を行う場合の必要条件について説明します。なお、詳細については、必ず JIS Q 14021 を確認するようにしてください。

(1) ~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の構成

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格は、下記の構成となっています。

- | | |
|---|--------------------|
| 0 | 序文 |
| 1 | 適用範囲 |
| 2 | 引用規格 |
| 3 | 用語及び定義 |
| 4 | 自己宣言による環境主張の目的 |
| 5 | 一般事項 |
| 6 | 評価及び検証に関する要求事項 |
| 7 | 選定された主張に対する特定の要求事項 |

この規格の「0. 序文」には、自己宣言における環境主張においては、信頼性の確保が不可欠であること、信頼性できない欺瞞的な環境主張から起こり得る貿易障壁、不公正な競争などの市場への悪影響を避けるため、検証が適切に行われることが重要であり、環境表示を行う場合に使用する評価方法は、明確で透明性があり、科学的に適切であり、文書化されていないと記載されています。

また、「1. 適用範囲」においては、~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の適用範囲について、次のとおり記載されています。

1. 適用範囲 この規格は、説明文¹¹、シンボル及び図を含む自己宣言による製品¹²の環境主張に対する要件について規定する。この規格は、更に環境主張に共通して用いられる中から選択された用語について規定するとともに、その用語の使用上の限定条件を規定する。また、この規格は、自己宣言による環境主張に関する一般的な評価及び検証方法並びにこの規格において選択された主張に関し、特定の評価及び検証方法について規定する。

この規格は、法的に要求される環境情報、主張、ラベル、その他適用される法的要求事項を排除し、それらに優先するなど、いかなる変更も行うものではない。

¹¹ 「説明文」とは、環境主張を、製品購入者、潜在購入者及び使用者が正しく理解できるようにするために、必要とされる又は提供された説明 (JIS Q 14021 3.1.6)

¹² 「製品」とは、すべての製品又はサービス (JIS Q 14021 3.1.11)

さらに、「4. 自己宣言による環境主張の目的」においては、環境ラベル及び宣言が全体として目指すところについて、次のとおり記載されています。

なお、「自己宣言による環境主張」とは、製造業者、輸入業者、流通業者、小売業者、その他環境主張によって利益を得ることができるすべての人が行う、独立した第三者の認証を必要としない環境主張（ISO/JIS Q 14021 3.1.13）と定義されています。

4. 自己宣言による環境主張の目的 環境ラベル及び宣言が全体として目指すところは、製品の環境側面に関して、検証可能で、正確で、誤解を招かない情報のコミュニケーションを通して、環境負荷の少ない製品の需要と供給とを促進し、それによって市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起することである。

この規格の目的は、自己宣言による環境主張の方法について、調和を図ることであり、次の便益が期待される。

- a) 誤解を与えない正確で検証可能な環境主張
- b) 市場力によって製造工程及び製品における環境の改善を促進する可能性の強化
- c) 正当性のない主張の防止又は最少化
- d) 市場混乱の削減
- e) 国際貿易の促進、並びに
- f) 製品購入者、潜在購入者及び使用者のためのより多くの情報に基づく選択の機会増大

(2) タイプII規格の要求事項本ガイドラインで定める5つの基本項目

タイプII-ISO/JIS Q 14021 規格では、「5. 一般事項」に、当該規格が主張者の自己宣言によるいかなる環境主張にも適用されることを規定しています。また、特定の選定された主張（コンポスト化可能、分解可能、リサイクル可能など）である場合も、この要求事項が適用されます。

なお、「特定の用語を用いた主張を行う場合」及び「~~特定のシンボル（メビウスループ）を使用する場合~~」の要求事項については、(3)において後述します。

本ガイドラインでは、タイプII-ISO/JIS Q 14021 規格の要求事項について、自己宣言による環境主張を行う事業者等に対し、大きく下記の5つを基本項目として定めています。

【5つの基本項目】

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

× 単独で使用できない表現

環境に安全
環境にやさしい
地球にやさしい
無公害
グリーン
自然にやさしい
オゾンにやさしい
持続可能
〇〇を含まない など



○ 望ましい表現例

製品本体に
再生プラスチック70%使用

年間消費電力量を約5%削減
※当社従来品▲▲と比較

カーボンフットプリント
XX kg-CO2e
牛乳1Lあたり
算定対象は 原材料調達～廃棄・リサイクル ▼算定報告書はこちら



② 環境主張の内容に説明文を付けること

○×社は**プラスチック削減**に取り組んでいます



説明文を付ける↓

比較可能で、比較対象が明確

主張部分が明確

従来の同製品よりもボトル（キャップ、ラベル除く）のプラスチック重量を5g減らし、再生材料を**7.0%以上**配合しました

製品又は包装中の質量比
*変動する場合は「以上」としても可

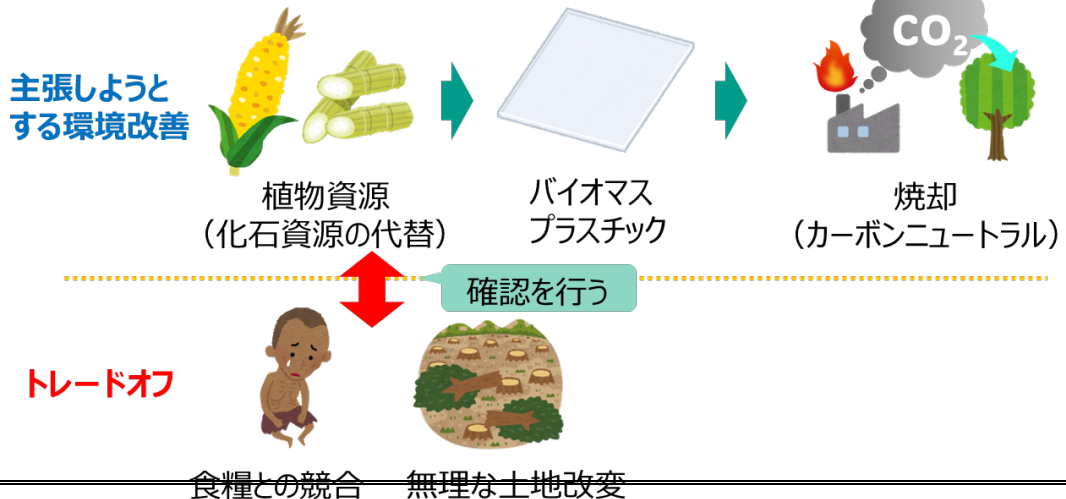
【合理的な根拠（例）】

試験成績書
サプライヤー証明
（原料証明書、納品書など）
学術文献

③ 製品のライフサイクル全体を考慮すること

主張しようとする環境改善が、重大なトレードオフをもたらさないか確認することが望ましいです。
※これは必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものであるという意味ではない。

例) バイオマスプラスチックの使用とトレードオフ



④ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること

消費者等が、環境主張を裏付けるデータや評価方法に、容易にアクセスできることが重要です。



⑤ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
評価及び検証のための情報にアクセス可能であること

百分率(%)が絶対値で比較し、製品の改善と包装の改善は別個に主張します。



以下に、各基本項目の内容について記載します。

(3) ISO/JIS Q 14021 規格の特定の要求事項

① あいまいな表現や環境主張は行わないこと

a. 自己宣言による環境主張に使用できない表現

~~タイプII-ISO/JIS Q 14021 規格 (JIS Q 14021-5.3) では、『環境に安全』『環境にやさしい』『地球にやさしい』『無公害』『グリーン』『自然にやさしい』『オゾンにやさしい』など~~
~~あいまいな表現によって、環境への配慮を大まかにほのめかす主張をしてはならない~~とされています。このような漠然とした主張、あるいは美しい自然の映像やデザイン、シンボルマークなどを使用すると、消費者にあたかも環境に配慮したものであるかのような印象

を与える可能性があります。したがって、あいまいな表現や環境主張は行わないことが求められます。

環境に安全

環境にやさしい

地球にやさしい

無公害

グリーン

自然にやさしい

オゾンにやさしい

持続可能

〇〇を含まない（特定の物質の量が、広く認められた微量の混入物質又はバックグラウンドレベルを超えない場合にのみ使用可）

注）上記は例示であり、これらに相当する表現も使用を避ける必要があります。

b. 特定の用語を用いた主張

ISO 14021:1999/Amd.1:2011「7. 選定された主張に対する特定の要求事項」では、一般的に広く環境表示に用いられている次の 16 の用語について、その解釈や使用する際の条件等を定義しています¹³。主張に当たって、これらの用語を使用する場合は、ISO/JIS Q 14021 7. の要求事項を参照し、情報の受け手に誤解を与えないように使用する必要があります。

1. コンポスト（堆肥）化可能（Compostable）
2. 分解可能（Degradable）
3. 解体容易設計（Designed for disassembly）
4. 長寿命化製品（Extended life product）
5. 回収エネルギー（Recovered energy）
6. リサイクル可能（Recyclable）

¹³ ISO 14021:1999/Amd.1:2011「3.用語及び定義」では、新たに以下の用語について定義しています（本改定は JIS Q 14021 には未反映）。 1.バイオマス biomass、 2.温室効果ガス green house gas/GHG、 3.オフセット offsetting、 4.持続可能な開発 sustainable development

7. リサイクル材料含有率 (Recycled content)
8. 省エネルギー (Reduced energy consumption)
9. 省資源 (Reduced resource use)
10. 節水 (Reduced water consumption)
11. 再使用可能及び詰替え可能 (Reusable and refillable)
12. 廃棄物削減 (Waste reduction)
13. 再生可能材料 (Renewable Material)
14. 再生可能エネルギー (Renewable Energy)
15. 持続可能 (Sustainable)
16. 温室効果ガス排出に関する主張 (Claims relating to greenhouse gas emissions)

以下では、「2. 分解可能 (Degradable)」を例に説明します。

「分解可能」には、生分解性や光分解性などを含む、すべての種類の「分解」を主張する場合に適用されます。例えば、ある製品について、焼却などの廃棄物処理をしなくても、土の中などに埋め、一定の期間が経てば、微生物などによって自然に分解されることを示す主張があります。ISO/JIS Q 14021 規格では、実際に特定の試験方法によって「分解」されることが実証されている場合でも、分解のプロセスを通じて環境に有害な濃度の物質が排出される場合は、この主張を行うことはできません。

なお、「16. 温室効果ガス排出に関する主張 (Claims relating to greenhouse gas emissions)」のうち、カーボンフットプリント (CFP) の主張については、ISO/JIS Q 14021 規格ではなく、カーボンフットプリント表示ガイド (2025 年 2 月、環境省・経済産業省) や ISO14067¹⁴ に準拠する必要があります。同様に、カーボン・オフセットの主張も「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について (指針) ー第 4 版ー (2024 年 3 月 6 日環境省)」及び「カーボン・オフセット ガイドライン Ver.3.0 (2024 年 3 月 6 日、環境省)」や ISO 14068-1¹⁵ などの適切な ISO 規格に従って表示することが必要です。

¹⁴ ライフサイクルアセスメント (LCA) の国際規格 (ISO 14040、ISO 14044) に準拠した方法で、製品の CFP を定量化して報告するための原則、要件、ガイドラインを規定した国際規格。CFP 算定の際のカーボン・オフセットの使用は認められていない。

¹⁵ カーボン・ニュートラルの達成と実証のための原則、要件、およびガイダンスを提供する国際規格。カーボン・ニュートラルを達成するためにカーボン・オフセットが必要な場合、オフセットに使用されるカーボン・クレジットは、カーボン・ニュートラル経営計画に沿って GHG 排出削減および GHG 除去強化が行われた後のみ使用でき、かつ、特定の要件を満たす必要があるとしている。

●●● 参考 ●●●

①カーボンフットプリント（CFP）に関する主張

カーボンフットプリント（CFP：Carbon Footprint of Product）とは、製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO₂ 排出量として換算した値のことです。

「カーボンフットプリント表示ガイド（環境省・経済産業省、2025年2月）では、CFPの表示方法と算定に関わる情報の提供に関する考え方を示しています。そのなかで、CFP表示に必要な基本原則が、以下の5つにまとめられています。

【CFP表示の基本原則】

●信頼性・信用性

信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供する。その際、技術的な信頼性を維持しつつ、適応性、実用性、費用対効果に留意する

- ・ 適応性：CFPの結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟にCFPの数値や表示の見直しを行えること
- ・ 実用性：実務の観点でCFP算定・表示が現実的であること
- ・ 費用対効果：CFP算定・表示に係る費用とその表示による効果のバランス

●ライフサイクル

製品・サービスのライフサイクルのすべての段階を考慮する

●比較可能性

将来的に同じ製品・サービス群で、同じ機能又は宣言単位^{※1}を持つ製品・サービスの比較を可能にすることを目指す

●透明性

定量的な情報、説明文により、表示しているCFPがどのように算定されたかという情報を確認することができる

●地域性

生産・使用・廃棄が行われる場所によってCFPの値が変わる可能性があることを考慮する

※1 機能単位：製品の性能ごとの単位（例：20㎡のタイプAの壁に98%不透明で5年の耐久性を有するペンキ1缶あたり）

宣言単位：製品1個や製品1kgあたりなどの個数や量ごとの単位（基本的に中間製品において使われる）

▶ 「カーボンフットプリント表示ガイド」 <https://www.env.go.jp/content/000286660.pdf>

なお、7ページで示しているSuMPO EPDの一部をカーボンフットプリントの結果として活用することも可能です。



CFP表示と背景情報提供のイメージ例

② カーボン・オフセットに関する主張

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、カーボン・クレジット等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいいます。カーボン・オフセットを行う者が、まず、自らの排出量を認識した上で、可能な限り排出削減の取組を実施する必要があります。自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されることがあってはなりません。

環境省は、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を実施する上で必要な基本的な考え方や手続きについて説明し、それらに則ったカーボン・オフセットの取組を推奨する「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第4版－」（以下、「オフセット指針」といいます。）及び「カーボン・オフセットガイドライン Ver.3.0」を公表しています。



カーボン・オフセットの概念図

オフセット指針では、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上で次の六つの事項が重要であるとしており、カーボン・オフセットの主張は、これらの事項に沿って実施することが望まれます。

【オフセット指針】

1. カーボン・オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
2. カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないこと
3. カーボン・オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・除去の確実性・持続性の確保及び排出削減・除去量が一定の精度で算定される必要があること
4. カーボン・オフセットに用いられるクレジットを創出するプロジェクトの二重登録、実現された削減・除去量に対するクレジットの二重発行及び同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを回避する必要があること
5. カーボン・オフセットの取組について適切な情報提供を行う必要があること
6. オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること

▶ 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第4版－」

<https://www.env.go.jp/content/000207718.pdf>

▶ 「カーボン・オフセットガイドライン Ver.3.0」 <https://www.env.go.jp/content/000209289.pdf>

なお、カーボン・オフセットの活用については、国際的に様々な議論¹⁶があり、海外の取組動向も確認することが望まれます。

¹⁶ 例えば、国連 非国家主体のネットゼロ宣言に関する ハイレベル専門家グループの報告書（参考情報 5 参照）

② 環境主張の内容に説明文を付けること

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格 (~~JIS Q 14021~~ 5.6) では、「自己宣言による環境主張は、主張だけでは誤解を招くおそれがある場合、説明文を付けなければならない。(予測できるすべての状況において限定条件なしに有効である場合に限り、説明文なしに主張を行ってよい。)」としています。また、説明文の使用に当たっては、特定の要求事項 (JIS Q 14021 5.7) のすべてに従うこととされています。

多くの場合、製品ラベル等の表示スペースは限られますので、二次元コードなどにより消費者が詳細情報に容易にアクセスできるようにすることも可能です。

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格 (~~JIS Q 14021~~ 5.7) の環境主張に係る説明文の要求事項は、次のとおりです。

5.7 特定の要求事項

- a) 正確で、誤解を与えないものでなければならない。
- b) 実証されていて、検証可能でなければならない。
- c) 該当する製品に妥当なものでなければならない。適切な状況又は条件下に限って用いられなければならない。
- d) 主張は、製品全体に対するものか、又は単に製品の部品若しくは包装にだけか、サービスの要素に対するものか、を明確に提示しなければならない。
- e) 主張する環境側面又は環境改善に関して具体的でなければならない。
- f) 一つの環境変化に対して幾つもの便益があるかのごとく、異なった用語を用いて繰り返し同じことを述べてはならない。
- g) 誤解を生じるおそれがあるとはならない。
- h) 最終製品に関して真実であるだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない。
備考：これは必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものであるという意味ではない。
- i) 製品が、独立した第三者機関によって保証又は証明されていないにもかかわらず、そのことをほのめかすような表現をしてはならない。
- j) 明示的か暗示的にかかわらず、存在しない環境改善を示唆してはならない。また、主張に関連する製品の環境側面を誇張してはならない。
- k) 表現上は真実である主張であっても、関係する事実を省略することによって、購入者が誤解するか又は誤解しやすいものであれば、これを行ってはならない。
- l) 製品の耐用年数内に実現するか、又はおそらく実現するであろう環境側面にだけ関連するものとしなければならない。
- m) 環境主張及び説明文は、一緒に読まれるように明確に提示しなければならない。説明文は、適切な大きさで、かつ、環境主張に隣接してなければならない。

- n) 環境面での優越又は改善を比較した主張がなされる場合は、具体的で、かつ、比較の根拠を明らかにしなければならない。特に、環境主張は、最近改善がどの程度行われたかの観点から妥当なものでなければならない。
- o) もし、過去から存在し、以前には公表していなかった側面に基づくものであるならば、最近の製品又は工程の改善に基づき主張を行っていると、購入者、潜在購入者又は使用者を信じさせるような表現をしてはならない。
- p) その分類の製品では決して含まれていることのない成分又は特性が存在しないことを根拠として、主張を行ってはならない。
- q) 主張の正確さに変更をもたらすような技術、競合製品、その他の状況の変化を反映するように、必要に応じて再評価し、更新しなければならない。
- r) 該当する環境影響が生じる地域に関係あるものでなければならない。
- 備考：製造工程に関連する主張は、その環境影響が製造工程の位置する地域で生じるものである限り、どこでも行うことができる。地域の大きさは環境影響の性質によって決定されるものである。

上記 a)～r)のうち、代表的な特定の要求事項に係る解説と事例を以下に示します¹⁷⁾。

a) 正確で、誤解を与えないものでなければならない

製品の素材や原材料等に再生紙（古紙）や再生プラスチック等の再生資源材料を使用していることを主張する表示が数多く存在します。再生資源材料の使用割合について百分率（%）を用いて明確に示しているものもあれば、単に「〇〇を使用しています」と示すだけのものもあります。使用割合が明確に示されていない場合、消費者は、その割合が一部にかかるものなのか、あるいは100%なのか判断できないため、誤解を与える可能性があります。したがって、環境に配慮した素材や原材料等を使用していることを主張する場合は、その使用割合について明確に示すとともに、百分率で示す際の分母が、商品全体量か、素材使用量のどちらにかかるのかを明確に示す必要があります。

b) 実証されていて、検証可能でなければならない

環境主張の内容が「実証されている」ことは、主張の信頼性を確保するうえで、~~最も~~
~~→とも~~重要な点です。しかし実際には、環境主張の内容について、十分な実証データないし根拠となる資料が用意されていないことがあります。主張の実証は、主張が~~行われおこ~~
~~なわれる~~時点で、その内容を実証し得る合理的な根拠やデータ等が確保されてこそ、実証されたものといえます。合理的な根拠やデータ等は、原則として、主張の実証に必要な情報が網羅されている必要があります、試験成績書やサプライチェーンの川上の取引先等から取得したサプライヤー証明（原料証明書、納品書等）等がこれに該当し得ます。

¹⁷⁾ 竹濱朝美（2001）「環境配慮製品の広告表示と ISO14021：『すべての自己宣言型環境主張に適用する要求事項について』」立命館産業社会論集を参考に作成。

環境主張の内容について「検証可能である」とは、後述する基本項目④の「評価及び検証のための環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること」に示される要求事項を満たすことが必要となります。

●●● 参考 ●●●

景品表示法における「合理的な根拠を示す資料」の要件

「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」(不実証広告ガイドライン)では、商品・サービスの効果、性能の著しい優良性を示す表示を行う場合は、事業者は当該表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有しているべきとされています。
商品・サービスの効果、性能に関する表示の裏付けになる「合理的な根拠を示す資料」であると認められるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

1. 提出資料(景品表示法第7条第2項に基づく提出資料のこと。以下同じ。)が客観的に実証された内容のものであること(次のいずれかに該当するものです。)

- ・ 試験・調査によって得られた結果
- ・ 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

2. 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

なお、この2つの要件の具体的な考え方は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」において詳細に示されています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_34.pdf

- c) 該当する製品に妥当なものでなければならず、適切な状況又は条件下に限って用いられなければならない

主張が適切な状況において使用されなければならないという点について、例えば、ダストブロワーについて「フロンを含まない」と表示することは、必ずしも適切ではないといえます。CFC¹⁸は、現在ではすべての消費財について使用を禁止されていますが、そのことを知らない消費者にとって、これらの主張は、その製品があたかも特別な環境配慮を行っているかのような印象を与えるおそれがあるからです。法律で使用が禁止された物質を含んでいないことを主張する場合は、誤解を招かないために、消費者の法律知識を考慮して、使用が禁止されていることについても、併せて表示する必要があります。

- d) 主張は、製品全体に対するものか、又は単に製品の部品若しくは包装にだけか、サービスの要素に対するものか、を明確に提示しなければならない

完成品と部品など、製品のいずれの部分に適用されるものかを限定している例として、「ご使用済みの〇〇プリンタ用インクカートリッジは、回収協力店のマークのある販売店もし

¹⁸ クロロフルオロカーボンの略称。オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフルオロカーボン(フロン)の一つ。

くは〇〇サービスセンターにお持ちください。環境保護にご協力をお願いします」といった表示は、リサイクルの対象が、製品本体ではなく、カートリッジであることを限定しており、正確な表示であるといえます。商品の素材の一部が環境負荷低減効果を有していても、商品全体の環境負荷低減効果が不明である場合は不適切です。公正取引委員会では、「環境保全効果に関する広告表示の内容が、包装等の商品の一部に係るものなのか又は商品全体に係るものなのか、一般消費者に誤解されることなく、明確にわかるように表示することが必要である」と、~~定義~~いう考え方を示しています。

- h) 最終製品に関して真実であるだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない。

備考：これは必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものであるという意味ではない。

~~最終製品のみ適用される環境主張ではなく、製品やサービスのライフサイクルを総合的かつ定量的に評価し、環境負荷の改善程度や優位性を判断した表示であることが必要です。この場合、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ⁴⁹）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することは不適切です。本項の解説は、26 ページの③に掲載しています。~~

- i) 製品が、独立した第三者機関によって保証又は証明されていないにもかかわらず、そのことをほめかすような表現をしてはならない

第三者機関による認定あるいは推奨を表示するマークとして、例えば~~公益財団法人~~日本環境協会が認定するエコマークは、地球をイメージした絵柄が示されていますが、事業者等の独自の環境ラベル等には、デザイン上、類似したものも存在します。消費者が、事業者等の独自ラベル等を第三者機関による認定・推奨の環境ラベル等と混同あるいは誤解しないようにするためには、事業者等の独自ラベル等に付随して、当該ラベル等の表示主体（事業者名、団体名）を付記することが望ましいといえます。

- j) 明示的か暗示的にかかわらず、存在しない環境改善を示唆してはならない。また、主張に関連する製品の環境側面を誇張してはならない

存在しない環境改善を示唆する例として、シャンプーの容器ボトルに、「プラスチック廃棄物を削減し、より環境に貢献します」との表示と、ボトルを押しつぶして小さくすることが可能であることを表示する記号が付いている例がありますが、ライフサイクルを通

~~⁴⁹ ある側面ではAがBに比べて優れるが、別の側面ではBがAに優れる、というような関係のこと。例えば、比較対象と比べて大気汚染物質である窒素酸化物の排出量が小さいものの、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出量は大きいというような異なる環境負荷項目間のトレードオフ~~

じた環境影響から見て、容器を押しつぶすことによる環境効果は非常に小さいことから、環境効果の誇張に該当するといえます。

k) 表現上は真実である主張であっても、関係する事実を省略することによって、購入者が誤解するか又は誤解しやすいものであれば、これを行ってはならない

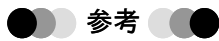
関連する事実の除外により誤解を招く表示としては、例えば、製品の一部分は環境負荷低減効果を有しているが、製品の他の部分が環境負荷をもっているような製品について、環境負荷低減効果を主張する際、他の部分をもたらす環境負荷を十分に説明していない場合に、問題となることが多くあります。例えば、特殊触媒をコーティングした自動車のラジエーターが有害オゾンが無害化するといった広告は、車両の排気ガスに伴う NOx 等による大気汚染や CO₂ の排出の影響を差し引いていない、車両全体としての効果を示しているものではないといった理由で、不適切であるといえます。

n) 環境面での優越又は改善を比較した主張がなされる場合は、具体的で、かつ、比較の根拠を明らかにしなければならない。特に、環境主張は、最近改善がどの程度行われたかの観点から妥当なものでなければならない

比較主張に関しては、自社製品との比較であるのか、他社製品との比較であるのか、あるいは業界平均との比較であるのかについて、明確であることが求められます。また、比較対象とする製品は、原則として同等クラスのものであること、また比較対象とする製品の品名、型名を明示していることが必要です。家電製品などで、非常に古い製造年次の製品と比較しているような場合にも、そのような古い年次の製品と比較することの合理的な理由があるのかどうか問題となります。

p) その分類の製品では決して含まれていることのない成分又は特性が存在しないことを根拠として、主張を行ってはならない。

製品に本来含まれない物質について、「〇〇を含まない」と表示することは、本来無関係な問題について、メリットを主張しているものといえます。その製品が特別に優れた製品であるかのような印象を与える可能性があるため、不適切な表示であるといえます。



参考

マスバランス方式について

原料から製品までの加工・流通のサプライチェーンを監査する加工・流通過程の管理 (Chain of Custody²⁰) モデルの一つに、マスバランス方式があります。マスバランス方式とは、原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料（例：リサイクル由来原料）がそうでない原料（例：石油由来原料）と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う手法をいいます。実配合率と一致しない等、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、マスバランス方式により再生材料やバイオプラスチック等の表示を行う場合には、製品特性に応じた適切な表示・コミュニケーションを行う必要があります。（参考：環境省「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」（令和6年9月））。マスバランス方式により表示する場合においても、5つの基本項目をはじめとした本ガイドラインの確認が必要です。また、マスバランス方式は様々な原材料にその考え方が適用されつつありますが、原材料ごとにその取扱いについて議論がされているため、確認することが必要です。

<https://www.env.go.jp/content/000254454.pdf>

③ 製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮すること

ISO/JIS Q 14021 の特定の要求事項 (5.7) のうち、h)に係る解説と事例を以下に示します。

h) 最終製品に関して真実であるだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で、他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける、関連する側面のすべてを考慮したものでなければならない。

備考：これは必ずしもライフサイクルアセスメントを実施するものであるという意味ではない。

最終製品のみには適用される環境主張ではなく、製品やサービスのライフサイクルのうち大きく影響がある場合は総合的かつ定量的に評価することが望ましく、環境負荷の改善程度や優位性を判断した表示であることが必要です。この場合、一つの環境影響を減少さ

²⁰ マスバランス方式は Chain of Custody についての規格である ISO 22095 規格において定められています。

せる過程で、他の環境影響を増大させる（トレードオフ²¹）可能性があるため、ライフサイクル全体でトレードオフのないことを確認することが望ましく、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことだけを誇張して主張することは不適切です。

具体的には、以下のような観点から製品ライフサイクルを考慮することが望ましいといえます。

- ✓ 全ての環境側面や環境影響を考慮し、トレードオフを確認
資源採取から製造、使用、廃棄・リサイクルに至る「ゆりかごから墓場まで」の全段階を考慮して、環境パフォーマンスを評価する必要があります。
主張しようとする環境改善が、製品のライフサイクルの他の段階や環境側面において、重大なトレードオフをもたらさないか検討します。例えば、リサイクル材料含有率が高いことだけを強調し、そのために原材料の使用量が従来よりも増えてしまっているといったケースや、CFP（温室効果ガス排出量）は小さいが、生物多様性に重大なインパクトを与えるといったケースが考えられます。トレードオフが確認された場合は、その事実も隠さずに表示する、あるいは軽減対策を講じることが求められます。

- ✓ 製品ライフサイクルの観点から見て、重要な環境パフォーマンスを主張
主張しようとする環境パフォーマンスによる環境改善よりも、悪影響のほうが明らかに大きいとしないようにする必要があります。例えば、リサイクル材料含有率が高いことだけを強調し、人の健康や環境に深刻な影響を与える有害化学物質を多く使用していることを隠すといった場合が考えられます。
また、主張が製品の特定の部位（部品等）に基づく場合、主張がどの部位を指しているか明確にする必要がありますが、製品に対する重量比または、面積比でごく小さな部位の環境負荷の改善や優位性のみに関係しているにもかかわらず、製品または事業の全体について環境主張を行うことは、適切とはいえません。例えば、製品重量の1%にも満たないリサイクル部品の使用を誇張して主張するといった場合が考えられます。

なお、特定のライフサイクルの段階で、環境負荷が低減できたことについて最終製品に表示する場合（例：衣服の糸や生地等の中間品のみが認証されている場合）は、ライフサイクル全体が環境に配慮されていると消費者に誤解を与えないために、主張の範囲を明確にする必要があります。

²¹ ある側面では環境影響を減少させるが、別の側面では環境影響を増大させる、というような関係のこと。例えば、比較対象と比べて大気汚染物質である窒素酸化物の排出量が小さいものの、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出量は大きいというような異なる環境負荷項目間のトレードオフ。

③④ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能で、情報にアクセスが可能であること

タイプII ISO/JIS Q 14021 規格 (~~JIS Q 14021~~6) において、評価及び検証に関する要求事項が定められています。主張を作成する以前に主張内容が実証され、それを検証するための評価方法が準備されていること、評価は完全に文書化すること、及びその文書は情報公開の対象であることなどが規定されています。

6.1 では、「主張者は、自己宣言による環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任をもたなければならない」とされています。さらに、評価方法の信頼性に関して主張者に要求される事項は、次のとおりです。

6.2 評価方法の信頼性

6.2.1 下記の主張に先立って、主張を検証するために必要な信頼性があり再現可能な結果を得るため、評価手段を準備しなければならない。

6.2.2 評価は、完全に文書化しなければならない。その文書は、製品が市場で売られている期間及びその後製品の寿命を考慮した合理的な期間、6.5.2 に示されている情報公開の目的のため、主張者が保持しなければならない。

また、ISO/JIS Q 14021 規格 (6.5) では、情報へのアクセスについて次のとおり定めています。評価及び検証を行うためには、企業秘密情報を要せずに検証可能であり、主張の検証を求める人の要求に応じて、情報を公開することが規定されています。

また、二次元コードなどを用いて、消費者が詳細情報に容易にアクセスできるようにすることも大切です。

検証は、別に定めがある場合を除き、原則として、自主的取組による方法で足りませんが、費用便益の妥当性を考慮したうえで、主張と同等以上の基準を設定している第三者認証制度（日本環境協会が運営する「エコマーク」など）や、外部機関による検証を活用することもできます。

6.5 情報へのアクセス

6.5.1 自己宣言による環境主張は、企業秘密情報を要せずに検証可能である場合だけ検証可能と見なされる。企業秘密情報によってだけ検証可能であるときは、主張を行ってはならない。

6.5.2 主張者は、環境主張を検証するために必要な情報を自発的に公開することができる。公開しない場合には、主張の検証を求める何人に対しても求めに応じ、(管理費に相当する) 合理的な費用、時間、場所で、主張を検証するために必要な情報を公開しなければならない。

6.5.3 6.2に基づいて文書化され保管されるよう要求される最小限の情報は、次のものを含まなければならない。

- a) 使用した規格又は方法を特定するもの。
- b) 最終製品の試験では、主張の検証が不可能である場合は文書化された証拠。
- c) 主張の検証のために必要なときは、試験の結果。
- d) 独立した機関によって試験を行った場合は、その機関の名称と所在地。
- e) 主張が、5.7h)及び 5.7r)の要求事項に合致している証拠。
- f) 自己宣言による環境主張が、他の製品及び採用した前提条件との比較を含むときは、これら製品の試験に用いた方法の記述及びその結果。
備考：5.7に、比較主張のためのさらなる要求事項を規定する。
- g) 自己宣言による環境主張における主張者の評価が、製品が市場で売られている期間及びそれ以降製品の寿命を考慮した合理的な期間にわたり継続的に正確であることを保証する証拠。

【推奨事項】

環境表示に関する情報開示

環境表示を行っている事業者等の中には、ウェブサイト等において環境表示の根拠となるデータの公表や、ISO/JIS Q 14021 規格に準拠した環境表示を行っていることを示すとともに、その基準等を自主的に公開している例もみられます。

事業者等は、消費者をはじめとする多様な利害関係者（ステークホルダー）に対し、説明責任を果たすとともに、情報の信頼性及び透明性を確保しなければなりません。

また、環境コミュニケーションを充実させるためにも、具体的な自主基準の内容や根拠となるデータの開示を行い、詳細かつ一般消費者にも分かりやすく説明することが望ましいといえます。

④⑤ 製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること

ISO/JIS Q 14021 規格 (6.3.1) では、比較主張を行う場合、「公表された規格又は承認されている試験方法を用い、現在又は最近同じ市場にあって、同一又は他の生産者が提供する類似の機能をもつ比較可能な製品に対してだけ比較する」とされています。また、比較に当たって用いる規格又は試験方法については、~~タイプII-ISO/JIS Q 14021 規格 (JIS Q 14021~~ 6.4) において優先順位を定めています。

A 製品又は工程に係る評価

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格 (~~JIS Q 14021~~ 6.3.1) では、比較主張を行う場合の要求事項として、次の項目を定めています。

6.3.1 比較主張は、次の一つ以上のものに対する評価でなければならない。

- a) 組織自身の以前の工程
- b) 組織自身の以前の製品
- c) 他の組織の工程
- d) 他の組織の製品

B ~~LCA~~ 評価製品のライフサイクルでの環境側面による比較主張

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格 (~~JIS Q 14021~~ 6.3.2) では、製品のライフサイクルにおける環境側面に関する比較主張について、次のとおり定めています。

6.3.2 製品のライフサイクルでの環境側面に関する比較主張は、次のとおりでなければならない。

- a) 同じ測定単位を用いて数値化し、計算し、
- b) 同じ機能単位に基づき、
- c) 適切な期間にわたり、典型的には 12 ヶ月で、計算しなければならない。

~~【推奨事項²²】~~

~~国際規格に即した LCA 評価~~

~~ライフサイクルアセスメント (LCA) の国際規格として、ISO/JIS Q 14040 (原則及び枠組み) 及び ISO/JIS Q 14044 (要求事項及び指針) が定められていることから、LCA 評価による比較主張を実施する場合は、当該規格を参考とし、適切な評価を行うことが望ましいといえます。~~

C 数値等による比較主張

~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格 (JIS Q 14021 6.3.3) では、数値による比較主張等を行

²² ~~本ガイドラインにおいては、項目によっては、タイプII規格の要求事項に加え、より望ましい環境表示への取組として「推奨事項」を設定している場合があります。~~

う場合の要求事項を次のとおり定めています。

- 6.3.3** 比較主張は、次によって行ってよい。
- a) 百分率による。この場合、百分率の絶対値の差で表すことが望ましい。
 - b) (測定された) 絶対値による。この場合、絶対値は相対的な改善として表すことが望ましい。
- 6.3.4** 相対値による主張と絶対値による主張とは、混乱を招く危険がある。絶対値による差の主張と相対値による差の主張とは、明確に区別することが望ましい。
- 6.3.5** 製品に関する改善と包装に関する改善とは、別個に主張しなければならず、合計してはならない。

D 評価及び主張の検証方法の優先順位

~~タイプII~~ **ISO/JIS Q 14021** 規格 (~~JIS Q 14021~~ 6.4) では、評価及び主張の検証方法の優先順位を次のとおり定めています。

- 6.4** 評価及び主張の検証の方法の優先順位は、
- 国際規格
 - 国際的に受入可能で承認された規格（地域又は国内の規格を含む）
 - ピアレビューされた産業又は通商上の方法
- の順とする。既存の方法がなく、主張者が方法を制定した場合は、6. に規定する他の要求事項を満足し、かつピアレビューが可能でなければならない。

~~⑤ 評価及び検証のための情報へのアクセスが可能であること~~

~~タイプII規格 (JIS Q 14021 6.5) では、情報へのアクセスについて次のとおり定めています。評価及び検証を行うためには、企業秘密情報を要せずに検証可能であり、主張の検証を求める人の要求に応じて、情報を公開することが規定されています。~~

- ~~**6.5 情報へのアクセス**~~
- ~~**6.5.1** 自己宣言による環境主張は、企業秘密情報を要せずに検証可能である場合だけ検証可能と見なされる。企業秘密情報によってだけ検証可能であるときは、主張を行ってはならない。~~
 - ~~**6.5.2** 主張者は、環境主張を検証するために必要な情報を自発的に公開することができる。公開しない場合には、主張の検証を求める何人に対しても求めに応じ、(管理費に相当する) 合理的な費用、時間、場所で、主張を検証するために必要な情報を公開しなければならない。~~

~~6.5.3 6.2に基づいて文書化され保管されるよう要求される最小限の情報は、次のものを含まなければならない。~~

- ~~a) 使用した規格又は方法を特定するもの。~~
- ~~b) 最終製品の試験では、主張の検証が不可能である場合は文書化された証拠。~~
- ~~c) 主張の検証のために必要なときは、試験の結果。~~
- ~~d) 独立した機関によって試験を行った場合は、その機関の名称と所在地。~~
- ~~e) 主張が、5.7h)及び5.7r)の要求事項に合致している証拠。~~
- ~~f) 自己宣言による環境主張が、他の製品及び採用した前提条件との比較を含むときは、これら製品の試験に用いた方法の記述及びその結果。
備考：5.7に、比較主張のためのさらなる要求事項を規定する。~~
- ~~g) 自己宣言による環境主張における主張者の評価が、製品が市場で売られている期間及びそれ以降製品の寿命を考慮した合理的な期間にわたり継続的に正確であることを保証する証拠。~~

~~【推奨事項】~~

~~環境表示に関する情報開示~~

~~環境表示を行っている事業者等の中には、ウェブサイト等において環境表示の根拠となるデータの公表や、タイプII規格に準拠した環境表示を行っていることを示すとともに、その基準等を自主的に公開している例もみられます。~~

~~事業者等は、消費者をはじめとする多様な利害関係者（ステークホルダー）に対し、説明責任を果たすとともに、情報の信頼性及び透明性を確保しなければなりません。また、環境コミュニケーションを充実させるためにも、具体的な自主基準の内容や根拠となるデータの開示を行い、詳細かつ一般消費者にもわかりやすく説明することが望ましいといえます。~~

~~(3.4) タイプII規格の特定のシンボルの使用に関する要求事項~~

~~① シンボルの使用~~

事業者の環境配慮への姿勢を情報発信する目的や製品・サービスに対する自主基準をクリアしていることを示す等のためにシンボルマークを用いる場合について、~~タイプII ISO/JIS Q 14021~~規格では、その使用方法について次のとおり規定しています。

この場合、シンボルマークが事業者等の環境配慮への姿勢を示すものなのか、また、事業者等が独自に設定した基準に適合した製品・サービスにのみ添付するものなのかを明確にする必要があります。

5.8 環境主張をする際のシンボルの使用

- 5.8.1 自己宣言による環境主張をする場合、シンボルを使用するか否かは任意である。
- 5.8.2 環境主張のために使用するシンボルは、単純で容易に複製でき、シンボルが適用される製品に適した位置に付けられ、適切な大きさであることが望ましい。
- 5.8.3 ある環境主張に使用できるシンボルは、他の環境主張のためのシンボルを含む他のシンボルと容易に区別できることが望ましい。
- 5.8.4 環境マネジメントシステムの実施を表明することに使用するシンボルは、製品の環境側面を示すシンボルであると誤解されるような方法で使用してはならない。
- 5.8.5 自然物は、主張する便益との間に直接的、かつ、検証可能なつながりがある場合に限り使用できる。

備考 競合製品は、同じ環境側面の表示に同じシンボルを使用することによって、様々な利点を得られる。新しいシンボルを制定する場合、主張者は他者と矛盾しない方法を取り、他者が同じ環境側面を表示するのに同じシンボルを使用することを妨げないことが望ましい。新しいシンボルを選択する場合には、第三者の知的所有権（例えば、登録意匠権）を侵害しないよう十分考慮するのが望ましい。

5.9 その他の情報又は主張

- 5.9.1 材料表示、処分に関する指示、有害性の警告などの情報を伝えるため、言葉、数字又はシンボルを、環境シンボルとともに用いてもよい。
- 5.9.2 環境主張ではない目的に用いる言葉、数字又はシンボルは、環境主張を行っているとの誤解を与えるような方法で用いてはならない。

上記のうち、5.8.4及び5.8.5について、以下に解説します。

5.8.4 環境マネジメントシステムの実施を表明することに使用するシンボルは、製品の環境側面を示すシンボルであると誤解されるような方法で使用してはならない

環境マネジメントシステムの実施など、事業者全体としての取組について、製品・サービスそのものに直接関係していない場合、シンボルマークが示す意味を明確に定義し、誤解されることのない方法で使用する必要があります。

5.8.5 自然物は、主張する便益との間に直接的、かつ、検証可能なつながりがある場合に限り使用できる

動植物等の自然物や地球をシンボルマークのように用いたデザインは、それが環境表示、とりわけ環境ラベルなのか否かの区別がつけにくく、消費者を混乱させる可能性が高いと考えられます。~~タイプH-ISO/JIS Q 14021~~規格 (~~JIS Q 14021~~, 5.9.2) の規定内容を踏まえ、製品本体及び包装等に消費者に環境表示と混同させるような自然物を示すデザインは避ける必要があります。また、自然物のデザインを使った商標にあっては、それが環境表示かどうかの区別が消費者にとっては難しいと考えられます。既に、環境表示ではなく商標である旨の認知度が高く混同のおそれのないもの、自然物のデザインを使用する根拠を

示している場合は別として、「商標である」旨の表示をつけるなど、消費者が環境表示と誤認をしないような配慮が必要です。

【推奨事項】

第三者機関等が運営する認証システム等の民間団体、非営利組織等が設定する基準や使用条件等を満たしている場合に使用できるシンボルマークを表示する場合、シンボルマークの近傍又は消費者が認識しやすい箇所に説明文（シンボルマークの意味、使用基準等）を表示すること、又は説明文がトレースできること


シンボルマークを使用する場合は、シンボルマークの近傍又は消費者が認識しやすい箇所²³に説明文（シンボルマークの意味、使用基準等）を表示すること、又は説明文の内容をウェブサイト等で容易にトレースできることが望ましいといえます。

また、カタログやウェブサイト等の間接的な媒体においてシンボルマークを表示する場合は、一括して表示することができますが、その説明文は消費者が容易に確認できる適切な位置や内容で表示することが望ましいといえます。


さらに、自社のウェブサイト等に個別の製品やサービスに関する環境負荷低減効果を掲載する場合には、消費者に馴染みのない専門用語等についても適宜、注釈や説明を加えることにより、理解が得られるものと考えられます。

なお、ウェブサイトを紹介する場合は、URLを表示するほか、~~QR~~-二次元コードなどを使用し、携帯電話スマートフォン等からもアクセス容易なサイトを設置することなども、消費者への情報提供手段として有意義と考えられます。

(表示例)



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
この製品は、古紙パルプ配合率100%の再生紙を使用しています。このマークは、3R活動推進フォーラムが定めた表示方法に則って自主的に表示しています。



~~このマークは、本製品が再生100%であることを××協会によって認証されたことを示すものです。~~

~~※上記ラベル及び表示内容は架空のものです。~~

²³ 例えば、シンボルマークを製品本体に表示し、説明文を製品包装に表示する等の方法も考えられます。

② 「メビウスループ」のシンボルマークの使用

~~3本の矢が三角形を形成し、循環のイメージを示した「メビウスループ」は、唯一、タイプII規格で使用方法が規定され、ISOが国際的な商標権を所有するシンボルマークです。このマークは、製品又は包装について「リサイクル可能」及び「リサイクル材料含有率」の主張にのみ使用が認められています(5.10.2.4)。リサイクル材料含有率を主張する場合には、記号とともにその割合を表示する必要があります。~~

~~5.9.3 5.10 で規定する環境シンボルは、特定のブランド、企業又は企業の立場に関連付けるように変更を加えてはならない~~

~~5.10 特定のシンボル~~

~~5.10.1 一般事項 この規格で規定するシンボルは、それらが広く使用され、又は認識されていることに基づいて選定したものである。このことは、これらのシンボルが代表する環境主張が、他の主張に比べて優れていることを意味するものと受け止めてはならない。現時点では、メビウスループだけが取り入れられている。この規格で規定されていない他のシンボルは、適切な時期に導入されるであろう。~~

~~5.10.2 メビウスループ~~

~~5.10.2.1 メビウスループは、三角形を形成する互いに迫りあう三つの曲がった矢の形のシンボルである。環境主張にこれを使用するいかなる場合でも、メビウスループのデザインは、ISO 7000 の図記号番号 1135 の要求事項に合致していなければならない。さらに、シンボルを明りょう（瞭）で容易に区別可能とするため、十分なコントラストがあることが望ましい。メビウスループの適用及び使用方法に関する詳細な要求事項は、7.7に規定する。~~

~~5.10.2.2 メビウスループは、製品又は包装に適用できる。それがどちらに適用されるかについて混乱を生じる可能性があるならば、シンボルには説明文を付けなければならない。~~

~~5.10.2.3 リサイクル可能又はリサイクル材料含有率の主張にシンボルを用いるときは、そのシンボルは7.7及び7.8の要求条件に従ったメビウスループでなければならない。~~

~~5.10.2.4 メビウスループは、7.7及び7.8に規定しているように、リサイクル可能及びリサイクル材料含有率の主張にだけ使用しなければならない。~~

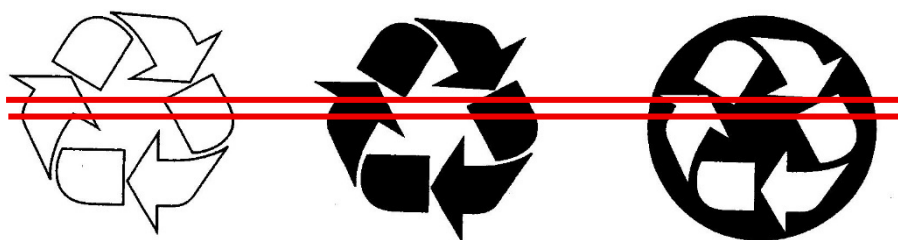


図3-1 ~~メビウスループの例~~

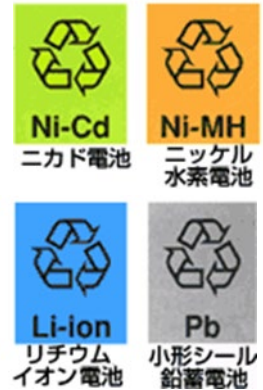
●●● 参考 ●●●

小形充電式電池のリサイクルマーク

2001年4月に施行された「資源有効利用促進法」により、小形充電式電池のニッケル水素電池(Ni-MH)、リチウムイオン電池(Li-ion)、小形シール鉛電池(Pb)について、回収及び再資源化が義務づけられ、既に識別表示が義務付けられていたニカド電池(Ni-Cd)同様にリサイクルマークの表示が義務付けられました。

マークには「~~メビウスループ電池種別のスリーアローマーク~~」が用いられており、充電式電池本体や店頭に設置されているリサイクルボックスなど表示されています。

(一般社団法人電池工業会ウェブサイト <https://www.baj.or.jp/index.html>
一般社団法人JBRCウェブサイト <http://www.jbrc.net/hp/contents/index.html>
https://www.jbrc.com/general/recycle_flow/)



~~③ 特定の用語を用いた主張~~

~~ISO 14021:1999/Amd.1:2011「7. 選定された主張に対する特定の要求事項」では、一般的に広く環境表示に用いられている次の16の用語について、その解釈や使用する際の条件等を定義しています²⁴。~~

~~主張に当たって、これらの用語を使用する場合は、JIS Q 14021-7の要求事項を満たす必要があります。~~

~~以下では、「2. 分解可能 (Degradable)」を例に説明します。~~

~~「分解可能」には、生分解性や光分解性などを含む、すべての種類の「分解」を主張する場合に適用されます。例えば、ある製品について、焼却などの廃棄物処理をしなくても、土の中などに埋め、一定の期間が経てば、微生物などによって自然に分解されることを示す主張があります。タイプII規格では、実際に特定の試験方法によって「分解」されることが実証されている場合でも、分解のプロセスを通じて環境に有害な濃度の物質が排出される場合は、この主張を行うことはできません。~~

²⁴ ~~ISO 14021:1999/Amd.1:2011「3.用語及び定義」では、新たに以下の用語について定義しています (JIS Q 14021では未定義)。~~

- ~~1. バイオマス biomass~~
- ~~2. 温室効果ガス green house gas/GHG~~
- ~~3. オフセット offsetting~~
- ~~4. 持続可能な開発 sustainable development~~

- ~~1. コンポスト（堆肥）化可能（Compostable）~~
- ~~2. 分解可能（Degradable）~~
- ~~3. 解体容易設計（Designed for disassembly）~~
- ~~4. 長寿命化製品（Extended life product）~~
- ~~5. 回収エネルギー（Recovered energy）~~
- ~~6. リサイクル可能（Recyclable）~~
- ~~7. リサイクル材料含有率（Recycled content）~~
- ~~8. 省エネルギー（Reduced energy consumption）~~
- ~~9. 省資源（Reduced resource use）~~
- ~~10. 節水（Reduced water consumption）~~
- ~~11. 再使用可能及び詰替え可能（Reusable and refillable）~~
- ~~12. 廃棄物削減（Waste reduction）~~
- ~~13. 再生可能材料（Renewable Material）~~
- ~~14. 再生可能エネルギー（Renewable Energy）~~
- ~~15. 持続可能（Sustainable）~~
- ~~16. 温室効果ガス排出に関する主張（Claims relating to greenhouse gas emissions）~~

(4.5) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項

~~事業者等の環境配慮への姿勢やイメージを示す表示は消費者の選択に影響を与えると考
えられます。~~本ガイドラインにおいては、事業者の商品又は役務の取引に直接的な関係のな
い環境表示も対象としています。~~公正取引委員会は、「環境保全に配慮していることを示す
広告表示の留意事項」（公正取引委員会、2001）において、「表示」とは、不当景品類および
不当表示防止法にもとづき、製品名、銘柄名も表示に含めて規制するという方針とされてい
ます。~~このため、製品等に直接関連しない企業姿勢やイメージ広告、銘柄名、ブランド名（製
品名及びシリーズ名、企業名）に関する環境表示については、~~タイプII ISO/JIS Q 14021~~規
格を踏まえ、次の要求事項に従った環境表示を行うことが求められます。

- ① JIS Q 14021 の 5.2 から 5.6 の要求事項をすべて満たすこと
- ② JIS Q 14021 の 5.8（環境主張をする際のシンボルの使用）、5.9（その他の情報又
は主張）及び 5.10（特定のシンボル）に該当する場合は、当該要求事項をすべて
満たすこと

なお、銘柄名やブランド名に環境表示を使用する場合は、銘柄名やブランド名のみの単独
使用は避け、どのような環境側面について効果を持つかを限定する補足説明を付すことが
求められます。

【企業姿勢、イメージ広告の例】

株式会社〇×は海洋環境の保全に取り組んでいます

環境にやさしい、グリーンなどあいまいな表現を使用しない

説明文を付ける↓

2025年度は漁業系廃棄物を約300kg回収し、繊維製品にリサイクルして販売しました。売上の10%を、サンゴ礁の保全と海岸清掃を行う団体へ寄付しています。



自然物は、環境主張とつながりがある場合に使用する

(5-6) 第三者機関民間団体、非営利組織等が運営する、認証制度によらないシンボルマーク等を事業者等が自己宣言により使用する場合の要求事項

認証ではなく、第三者機関民間団体、非営利組織等が運営するシンボルマーク等を事業者等が自己宣言により使用する場合についても、タイプII-ISO/JIS Q 14021規格の該当する要求事項（特に ISO/JIS Q 14021 の 6.1 から 6.5）を満たすことが求められます。なお、シンボルマーク等を使用するための基準や表示方法等に関する規則等については、運営する第三者機関民間団体、非営利組織等が定めることとなりますが、当該基準への適合性評価は事業者等の責任の下、自己適合宣言により行われる必要があります。

3-3 国際規格（~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格）の要求事項に係るチェックリスト

これまで述べてきたとおり、本ガイドラインでは、自己宣言による環境表示については、~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格に準拠することが必要であると考えています。

実際に自己宣言による環境表示を行う場合は、~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の要求事項への適合状況について、チェックリストに基づき確認する必要があります。このため、以下に、要求事項への適合状況を確認するためのチェックリストを例示します。

なお、~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の詳細については、必ず ISO/JIS Q 14021 を確認するようにしてください。

(1) ~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の一般事項に係るチェックリスト

「JIS Q14020 との関係 (5.2)」～「説明文の使用 (5.6)」のチェックリスト例

項目	質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）	回答
一般事項	5.2 JIS Q 14020に規定される原則を満たしている	はい/いいえ
	5.3 あいまい又は特定されない環境主張又は製品が環境に有益若しくは環境に優しいと大まかにほのめかず環境主張をしていない	はい/いいえ
	5.4 “・・・を含まない”という主張を行っている場合、特定の物質の量が広く認められた微量の混入物質又はバックグラウンドレベルを超えないレベルである	はい/いいえ/該当しない
	5.5 持続可能であるとの主張をしていない	はい/いいえ
	5.6 環境主張の内容に説明文を付けている（予測できるすべての状況において、限定条件なしに有効である場合を除く）	はい/いいえ/該当しない

「特定の要求事項（5.7）」のチェックリスト例

項目	質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）	回答
一般事項	5.7 環境主張及び説明文の要求事項	
	a 正確で、誤解を与えないものである	はい/いいえ
	b 実証されていて、検証可能である	はい/いいえ
	c 該当する製品に妥当なものであり、適切な状況又は条件下に限って用いられている	はい/いいえ
	d 主張は製品全体に対するものか、単に製品の部品若しくは包装に対するものか、サービスの要素に対するものかを明示している	はい/いいえ
	e 環境側面又は環境改善に関して具体的な主張である	はい/いいえ
	f 一つの環境変化に対して幾つもの便益があるかのごとく、異なった用語を用いて繰り返し同じことを述べていない	はい/いいえ
	g 誤解を生じるおそれはない	はい/いいえ
	h 最終製品に関してだけでなく、一つの環境影響を減少させる過程で他の環境影響を増大させる可能性があることを認識できるように、製品のライフサイクルにおける関連する側面のすべてを考慮したものである ※必ずしもLCAの実施を必須とするものではない	はい/いいえ
	i 製品が独立した第三者機関によって保証又は証明されていない場合、そのことをほめかすような表現をしていない	はい/いいえ
	j 明示的か暗示的にかかわらず存在しない環境改善を示唆していない。また主張に関連する製品の環境側面を誇張していない	はい/いいえ
	k 表現上は真実であっても、関係する事実を省略することによって購入者の誤解・誤解を招くことがないようにしている	はい/いいえ
	l 製品の耐用年数内に実現するか又はおそらく実現するであろう環境側面にだけ関連するものである	はい/いいえ
	m 環境主張及び説明文は、一緒に読まれるように明確に提示され、説明文は適切な大きさでかつ環境主張に隣接している	はい/いいえ
	n 環境面での優越又は改善を比較した主張がなされる場合は、具体的でかつ比較の根拠を明らかにしている。環境主張は最近改善がどの程度行われたかの観点から妥当なものである	はい/いいえ
	o 過去から存在し、以前には公表していなかった側面に基づくものである場合、最近の製品又は工程の改善に基づき主張を行っている購入者、潜在購入者又は使用者を信じさせるような表現をしていない	はい/いいえ
	p その分類の製品では決して含まれていることのない成分、又は特性が存在しないことを根拠として主張を行っていない	はい/いいえ
q 主張の正確さに変更をもたらすような技術、競合製品、その他の状況の変化を反映するように必要に応じて再評価し、更新している	はい/いいえ/該当しない	
r 該当する環境影響が生じる地域に関係あるものである	はい/いいえ/該当しない	

(2) ~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報又は主張に係るチェックリスト

「環境主張をする際のシンボルの使用 (5.8)」及び「その他の情報又は主張 (5.9)」の
チェックリスト例

項目	質問項目 (JIS Q 14021に規定される要求事項)		回答
環境主張をする際のシンボルの使用	5.8	環境主張をする際にシンボルを使用する場合の要求事項	
	5.8.1	自己宣言による環境主張をする場合にシンボルを使用するか否かは任意である	
	5.8.2	単純で容易に複製でき、シンボルが適用される製品に適した位置に付けられ、適切な大きさである	はい/いいえ/該当しない
	5.8.3	ある環境主張に使用できるシンボルは、他の環境主張のためのシンボルを含む他のシンボルと容易に区別できる	はい/いいえ/該当しない
	5.8.4	環境マネジメントシステムの実施を表明することに使用するシンボルは、製品の環境側面を示すシンボルであると誤解されるような方法で使用されていない	はい/いいえ/該当しない
5.8.5	自然物は、主張する便益との間に直接的かつ検証可能なつながりがある場合に限り使用している	はい/いいえ/該当しない	
その他の情報又は主張	5.9	その他の情報又は主張に係る要求事項	
	5.9.1	材料表示処分にに関する指示有害性の警告などの情報を伝えるため言葉、数字又はシンボルを環境シンボルとともに用いてもよい	
	5.9.2	環境主張ではない目的に用いる言葉、数字又はシンボルを環境主張を行っていると誤解を与えるような方法で用いていない	はい/いいえ/該当しない
5.9.3	シンボルは、特定のブランド、企業又は企業の立場に関連付けるように変更を加えていない	はい/いいえ/該当しない	

(3) ~~タイプII~~ISO/JIS Q 14021 規格の評価及び検証に係るチェックリスト

① 主張者の責任及び評価方法の信頼性

「主張者の責任 (6.1)」及び「評価方法の信頼性 (6.2)」のチェックリスト例

項目	質問項目 (JIS Q 14021に規定される要求事項)		回答	
評価及び検証	主張者の責任	6.1	自己宣言による環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任を持っている	はい/いいえ/該当しない
	評価方法の信頼性	6.2.1	主張に先立ち、主張を検証するために必要な信頼性があり、再現可能な結果を得るため評価手段を準備している	はい/いいえ/該当しない
		6.2.2	評価は完全に文書化していて、その文書は製品が市場で売られている期間及びその後製品の寿命を考慮した合理的な期間、6.5.2 に示されている情報公開の目的のため保持している	はい/いいえ/該当しない

② 比較主張の評価

「比較主張の評価（6.3）」のチェックリスト例

項目		質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）	回答
評価及び検証	比較主張の評価	6.3.1 比較主張は次のいずれか一つ以上のものに対する評価である。 A. 組織自身の以前の工程、B.組織自身の以前の製品、C.他の組織の工程 D.他の組織の製品 また、比較は（6.4（評価及び主張の検証の方法の優先順位は、国際規格、国際的に受入可能で承認された規格、ピアレビューされた産業又は通商上の方法の順とする既存の方法がなく、主張者が方法を制定した場合は、6. に規定する他の要求事項を満足し、かつピアレビューが可能となっている）で規定する）公表された規格又は承認されている試験方法を用い現在又は最近同じ市場にあって同一又は他の生産者が提供する類似の機能をもつ比較可能な製品に対してだけ行っている	はい/いいえ/該当しない
		6.3.2 製品のライフサイクルでの環境側面に関する比較主張は、同じ測定単位を用いて数値化し、同じ機能単位に基づき、適切な期間にわたり、典型的には12ヶ月で計算している	はい/いいえ/該当しない
		6.3.3 比較主張は以下のいずれかによって行っている a) A. 百分率により行い、百分率の絶対値の差で表している b) B. 測定された絶対値により行い、絶対値は相対的な改善として表している	はい/いいえ/該当しない
		6.3.4 絶対値による差の主張と相対値による差の主張とは、明確に区別している	はい/いいえ/該当しない
		6.3.5 製品に関する改善と包装に関する改善とを、別個に主張している	はい/いいえ/該当しない

③ 方法の選択

「方法の選択（6.4）」のチェックリスト例

項目		質問項目（JIS Q 14021に規定される要求事項）	回答
評価及び検証	方法の選択	6.4 評価及び主張の検証の方法の優先順位は、①国際規格、②国際的に受入可能で承認された規格、③ピアレビュー（査読）された産業又は通商上の方法の順とする。既存の方法がなく、主張者が方法を制定した場合は、「6.評価及び検証に関する要求事項」に規定する他の要求事項を満足し、かつピアレビューが可能となっている	はい/いいえ/該当しない

④ 情報へのアクセス

「情報へのアクセス (6.5)」のチェックリスト例

項目		質問項目 (JIS Q 14021に規定される要求事項)	回答
評価及び検証	情報へのアクセス	6.5.1 自己宣言による環境主張は、企業秘密情報を要せずに検証可能である	はい/いいえ
		6.5.2 主張者は環境主張を検証するために必要な情報を自発的に公開することができるが、公開しない場合には、主張の検証を求める何人に対しても、(管理者に相当する) 合理的な費用、時間、場所で、主張を検証するために必要な情報を公開している	はい/いいえ
		6.5.3 「6.2 評価方法の信頼性」に基づいて文書化され保管されるよう求められる場合の最小限の情報	
		a 使用した規格又は方法を特定するものを含んでいる	はい/いいえ/該当しない
		b 最終製品の試験では、主張の検証が不可能である場合には文書化された証拠を含んでいる	はい/いいえ/該当しない
		c 主張の検証のために必要なときは、試験の結果を含んでいる	はい/いいえ/該当しない
		d 独立した機関によって試験を行った場合は、その機関と名称と所在地を含んでいる	はい/いいえ/該当しない
		e 主張が5.7h (製品のライフサイクルにおける関連する側面のすべてを考慮したものであること) 及び5.7r (該当する環境影響が生じる地域に関係あるものであること) の要求事項に合致している証拠を含んでいる	はい/いいえ/該当しない
		f 他の製品及び採用した前提条件との比較を含むときは、これら製品の試験に用いた方法の記述及びその結果を含んでいる	はい/いいえ/該当しない
g 製品が市場で売られている期間及びそれ以降製品の寿命を考慮した合理的な期間にわたり継続的に正確であることを保証する証拠を含んでいる	はい/いいえ/該当しない		

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境表示ガイドライン担当

TEL: 03-5521-8229 (内線 6269)

FAX: 03-3580-9568 E-MAIL: GPL@env.go.jp